

谷津小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全教職員及び全児童の総意のもと、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの定義】 ★いじめ防止対策推進法（以下法） 第二条 第一項より

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの禁止】 ★法第四条

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

【学校及び学校の教職員の責務】

いじめは目につきにくい場所や時間、方法で行われることに加えて、いじめられている本人がそれを否定する場合もあり、大人が気づきにくい性質を持っている。そこで本校では全職員で以下の認識をもつ。

- 1、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる。
- 2、いじめは卑怯な行為であり、人間として絶対に許されない。
- 3、教職員等の不適切な認識や言動が、いじめの発生を許し深刻化を招く。
- 4、児童のストレスを高めるような過度の競争意識、勝利至上主義等が、いじめにつながることを理解し、教職員はそれを行わない。
- 5、言語環境を整え、学校全体で暴力や暴言を排除していく。
- 6、いじめと認められる事案が発生した場合には、速やかに関係機関に報告するとともに、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校及び教職員は保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・計画委員会が中心となり「谷津っ子あったかハートプロジェクト」を実施し、「いじめ0」を目指す活動を通年で取り組み、全校でいじめ根絶を目指す。
- ・教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識し、暴言や体罰を行わないことを確認する。
- ・全ての教育活動を通じて、いじめは人権を侵害するものであり、断じて許されないという風土を醸成する。

② いじめの早期発見のための「いじめアンケート」の実施について

＜目的＞ 児童の悩みや相談したいことを広く知ることにより、いじめを早期に発見するため。在籍する児童に対する定期的なアンケート及び教育相談等を実施するとともに、児童へ必要な措置を講ずる。

＜時期＞ 記名式アンケート：学期に1回

無記名式アンケート：学期に1回

＜内容＞ 習志野市教育委員会配付の記名式、無記名式アンケート等を活用し、いじめの実態等を把握する。

＜配慮事項＞

- ・ いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であるとは考えないこと、相談したり通報したりすることとは正しい行為であり、卑怯な行為ではないこと等を話す。
- ・ 記名式アンケートは、家庭に持ち帰り、保護者の確認の上、各家庭で実施する。
- ・ 無記名式アンケート記入時は机を離す、回収時は一人一人伏せるなど、他の児童に情報が漏れないよう配慮する。
- ・ いじめの記述があるなしに関わらず、アンケート実施後は全児童と担任とで個別面談を行う。
(谷津っ子相談日)
- ・ 長欠児童生徒については、電話での聞き取りや家庭訪問等を行い、実態把握に努める。

③ アンケート以外はいじめを認知する取り組みについて

- ・ 児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、放課後に教育相談日を設けるなど、相談体制の整備を行う。各学期に「谷津っ子相談日」を設定し、全児童と教育相談を行う。
- ・ 児童、保護者に対し、教育相談担当教員及び相談窓口担当教員等を、学校だよりや集会等で知らせ、相談しやすい環境を作る。
- ・ 地域や保護者と連携し、校外での情報も迅速に得られるようにする。
- ・ パンフレット等を通じて、学校以外での相談窓口を知らせる。
- ・ 業間休みや昼休み等、教職員と児童とが一緒に活動することで、児童との望ましい人間関係をつくり、いじめの未然防止やいじめの早期発見につなげる。

④ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・ いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質向上を図る。
- ・ 生徒指導担当指導主事や、スクールカウンセラーの協力を得る。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童に対し、インターネットや携帯メールを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、生徒指導部会と情報部会が連携して情報モラル教育を行う。
- ・ インターネット上で本校児童に関係する不適切な書き込みが認められた場合、その情報を早く得られるように保護者及び地域と連携を強化する。そして、積極的に専門機関の指導を受け、迅速かつ適切な解決が図れるようにする。
- ・ 保護者、教員等が、インターネットで送信される情報の特性を理解できるよう、情報モラルについての情報の発信を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。本委員会は、管理職、生徒指導部会部員、学校関係者等によって構成する。

＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当職員、各学年生徒指導担当、養護教諭、地域民生委員、児童相談員、(いじめ発生時にはスクールカウンセラー、学校医等)

＜集約担当＞ 生徒指導主任、学年主任及び生徒指導部担当

＜活 動＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

児童の人間関係及び家庭状況に関する情報交換。

いじめ事案に対する対応に関すること。いじめ予防対策に関すること。

＜開 催＞ 月1回の生徒指導部会開催時に、いじめ事案の情報共有やいじめ予防策について話し合う時間を設ける。いじめ事案(重大事態)発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

相談・通報について

- 1, いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。
- 2, 直ちに該当児童の担任、学年主任、生徒指導主任、管理職等で事案についての報告・連絡・相談を行うとともに、解決のための方策を打ち出す。
- 3, 事案の重大さを鑑みて「いじめ防止対策委員会」を開き、解決のための方策を打ち出す。
- 4, 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

調査について

- 1, いじめと認定された事案が発生した際は、直ちに学級担任が被害児童と面談し、聞き取りを行う。事案の重大さを鑑みて、事実確認をする際には複数の教職員で対応する。また、聞き取りが長時間にわたる場合は休憩や食事時間をとること等に留意する。
- 2, 聞き取りの内容を管理職、学年主任、生徒指導主任等と共有し、解決への方向性を決定する。
- 3, 被害児童の保護者と連絡をとり、解決策を話し合う。加害児童に対しても同様に聞き取りを行い、事実を確認する。その際、暴言などの威圧的な態度や不適切な聞き取りをしないこと、長時間にわたる場合は休憩や食事時間をとること等に留意する。ただし、被害児童やその保護者から、加害児童への聞き取り等を行わないよう要望があった場合には、配慮しながら対応していく。
- 4, 目撃児童がいる場合は同様に聞き取りを行い、事実を確認する。
- 5, いじめ事案の事実を確認した後、被害児童と加害児童それぞれの保護者へ聞き取った事実を報告する。
- 6, 複数の児童にアンケート調査を行う場合には、関係機関と協議をした上で、学校長が実施の有無を決定する。
- 7, いじめの事実について、文書にて保存する。アンケート用紙、手書きメモも含め、文書保存期間にしたがって厳重に保存する。(校長が、記録の保存が必要であると判断した事案は、当該児童の卒業後から5年間の保存期間となる。)

指導について

- 1, いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を行う。ただし、被害児童やその保護者から、加害児童への指導を行わないよう要望があった場合には、配慮しながら対応していく。
- 2, 必要に応じてスクールカウンセラーの派遣を申請する等、安心して学校に通うことのできる措置を講じる。
- 3, 特にいじめを受けた児童とその保護者に対しては、徹底して被害児童を守りぬくこと、報復等の心配な点はすぐに相談してほしいこと等を伝える。
- 4, いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てる児童や「傍観者」として暗黙の

了解を与えている児童へも適切な指導を行う。

- 5, いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- 6, いじめ加害児童への指導の観点から、必要に応じて別室にて特別指導を行う。
- 7, いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、調査結果を関係者に通知する等、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 8, いじめの再発防止のための方策を打ち出し、全校で早急に実施する。
- 9, いじめの事実、指導事項及び経過について文書保存期間に従って厳重に保存する(当該児童の卒業後5年間)。経過を注意深く観察するとともに、確実に引き継ぎを行う。

(3) 重大事態への対処 ★法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

このような場合は、以下の対処を行う。

- 1, 重大事態が発生した旨を、習志野市教育委員会と所管の習志野警察署生活安全課に速やかに報告する。電話による第一報後、改めて文書により報告する。
- 2, 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、対応策を検討する。
- 3, 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4, 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 5, 教育委員会や所管の警察署、専門機関の指導・助言を受け、解決のための適切な対応を行う。

発見者 → 担任 → 学年主任及び生徒指導部担当 → 生徒指導主任 → 管理職
→ (以下2か所へ連絡)

①習志野警察署生活安全課
②校長 → 習志野市教育委員会 → 葛南教育事務所

3 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、定期的又は臨時にいじめ問題の取り組みに関して調査や分析を行い、児童、保護者、教職員、学校評議員等の学校関係者で評価していく。
- ・ 本学校いじめ防止基本方針は、校長の了承を得て、必要に応じて見直すものとする。
- ・ 本学校いじめ防止基本方針は、ホームページにおいて公表する。